

[英国・米国におけるプレジャーボートの出入港手続き]

前回は、プレジャーボートの出入港に関するデジタル手続きについて、NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)での手続きについてお知らせいたしましたが、今回は、最近の英国及び米国における手続方法を調査いたしましたので皆様方のクルージングの参考としてお知らせします。

1. 英国での出入港手続き

英国での入・出港におけるデジタル申請は、「Submit A Pleasure Craft Report」(<https://www.gov.uk/guidance/submit-a-pleasure-craft-report>)に従い、次のとおり行われ、英国当局では、このオンライン (Web) による申請を奨励しています。

このシステムの主要ポイントは、次のとおりです。

- ① 申請者は、英国に入・出港しようとするプレジャーボートの所有者又は責任者で、いずれか1名でよいとされています。申請手続きは、オンライン (Web) 上でサインインして、必要事項を入力するものです。なお、申請は代理店が行わなければならないものではありません。

また、オンライン (Web) の状態が不調等により、オンライン申請ができない場合には、入港時に「Email form (sPCR fallback template)」を e-mail により提出するか、従前の申請様式の「Form c1331」をダウンロードして必要事項を記載し、到着時に National Yachtline に電話して指示を仰ぐとともに、Part2 を Border Force に郵送し、Part1 は在港中は保管のうえ、出港前に Border Force 宛に郵送します。

- ② 申請後の修正は、航海計画変更も含めてオンラインで可能です。Border Force 等への電話連絡は必要ありません。
- ③ 入・出港のそれぞれ 24 時間前から 2 時間前までに入力してレポートすることとされています。また、帰路の申請も必要です。
- ④ 入力したデータは、入国管理及び関税目的で使用され、他の法執行機関等と情報を共有する場合があります。従って、このデジタル申請を行えば、Border Force 及び HMRC (歳入税関庁) に対して他の申請を行う必要はありません。

(Border Force に確認済み)

2. 米国での出入港手続き

米国での入・出港におけるデジタル申請は、「Customs Border Protection, Reporting Offsite Arrival Mobile」(<https://www.cbp.gov/about/mobile-apps-directory>)の中ほどにある CBP ROAM を使い行います。事前に VISA を取っておけば、入国前に CBP ROAM に入力して得た許可番号で、簡単にどこにでも出入港できます。